

## 新型研究会の募集

地方自治に関する様々な問題が顕在化する中、それに対応した研究活動を行うために、他分野の研究者や実務家、意欲ある地域住民等との共同研究の重要性が高まっているものと考えられます。かかる問題意識に基づき、非会員が参加する新型研究会を設置することができるようにしました。

この研究会を設置するには、常任理事会（年2回、6月及び12月に開催予定です。）に申請することが必要です。特に期限を定めることはしませんが、開催月の前月末までにご連絡ください。

【参考】会員総会（2020年9月26日）の議事録（抜粋）

新型研究会の運用に係る申合せ

1. 本会の会員が主宰すること。
2. 本会の趣旨に沿った内容で行われる、非会員等との共同研究活動であること。
3. 学会が必要と認める場合に、現行の制度で可能な範囲の支援を行うものとする。
4. 新型研究会の設置を希望する会員は、常任理事会に申請するものとする。
5. 新型研究会は、毎年度、活動報告書を常任理事会に提出するものとする。
6. 新型研究会に関する事項は、必要に応じて見直すものとする。